

資本主義の成立と婦人労働

久留島京子

(1)

「妻や母が外へ働きにゆくということは、殆ど例外なく時間の空費、財産の浪費であり、またモラルの消耗、健康と生命の衰退をひきおこすことであって、どの点からみても阻止されねばならぬ……。」^①

1860年代のはじめに、或夫人によって表明されたこの一文は、婦人の、殊に既婚婦人の家庭外での労働に対する、ヴィクトリア時代のイギリス人の代表的意見といつても過言ではないようである。尤も、イギリス人を代表する、ということは、当時としては中流以上の一従^②て主婦の家庭外での労働が、まるで考えられもしなかった階層なのであるが——代表的意見であるという方がより妥当であろう。

しかし、ヴィクトリア時代以前に、婦人労働がなかったというのでは、もちろんない。けれども、それが、ひとつの問題として前面に立ちあらわれてくるのは、近代社会——資本主義社会において、婦人が大量かつ徹底的にこの社会の機構の中にくみ入れられてからのちである。従って、資本主義社会の成立の最も進んだ国であるイギリスにおいて、まず産業革命を契機としてうかびあがってきたといえよう。

産業革命前のイギリスにおいては、賃金だけが唯一の生活手段となるのはむしろ例外的な場合で、その大部分は土地をもつ農民なのであり、その点において都市の工場地帯に集中する近代的な労働者階級とは大きく異なっていたのである。農業において、古くから婦人労働が既婚、未婚を問わず重要な役割を果たしてきたことはたしかである。さらに、紡ぎ女とよばれるたくさんの婦人達が存在したし、また織布に従事するものの記録も一四世紀にまで遡ることができる。農民層が分解する過程で、半農半工の、より一層紡績や織布にウェイトがおかれた独立農民の多くが、その家族を経営の単位として生活していたことは、一般にしられている。そこでは婦女子が家庭内分業にもとづいて、それぞれの工程を遂行していたのである。^③

そればかりでなく、炭坑や鉱山などにおいてさえ雇用されていて、夫たちが働いている場所から、石炭などを運び出す仕事を受け持っていたという。またその他の全ゆる部門でも婦人の労働は、夫の存命中は夫を助け、その死後は、他の人の補助的位置をつとめるという形でつけられていったのである。従って、十八世紀半ばころに或貧しい娘にむかっていわれた次の言葉も、ごく当たり前のことであったのであろう。「おまえは財産をもたないのでから、頭を働かせて財産の不足を補うようにつとめなければならない。働かなくてもいいような結婚などありはしないのだし、バカ者ででもないかぎり、自分の働きだけで妻を養ってやろうなどと考えるものは居りはしないのだ。」^{④⑤}

これに対して、婦人労働者——とりわけ既婚の——が憐憫や非難の的になるのは、家庭が、経済活動の主たる中心であることをやめてから（即ち小家族単位の家庭が、消費経済の場となってゆく）であるといえよう。

既婚婦人の労働に対してこのように評価が変ってきた主たる理由として、ヒューアイット女史は次の2点をあげている。「第1に、各自の家でははっきりあらわれなかつた長時間のたえざる苦しみが、工場ではもはや容易に看過されなくなつたこと。」次に、「婦人の、就中既

婚婦人の労働が、『神聖な家庭生活』というヴィクトリア時代人の原理に反したから」という。その家庭生活の原理なるものは、婦人は結婚せねばならず、又、結婚した婦人は家庭にとどまり、家事に専心すべきであり、それこそが女性の天職なのだ、というのであった。^⑥

しかし、それでも拘らず、実際に社会的に彼女達の労働が必要とされたことはたしかなのである。婦人労働者の数は減じることなく、いくたの問題を含みながらも、その数においても、ひろがりにおいても増大してゆくのであり、好むと好まざるとにかかわらず婦人労働の提起する問題への対処が必要とされたのである。

ここでわたくしは工場法の成立を中心とする時代の、即ち、産業革命が一応達成されたころの婦人労働者の問題を眺めてみたいと思う。資本主義の発展の中で、先進国イギリスの婦人労働者はどのような状態におかれていったか、またそこでの問題は何であったかを中心に考察してゆきたいと思う。

① M. Hewitt; *Wives and Mothers in Victorian Industry*, 1958. p. 1. Mrs. Bayly によって National Association for the Promotion of Social Scienceにおいてのべられた。

② 婦人に公的職業を与えるべきことを主張するミルさえ、家庭婦人が戸外での仕事をもつことは、「事実上大部分の既婚の婦人に禁止るべきであろう。」とのべている。 J. S. Mill; *The Subjection of Women*, 1859. pp. 87~9.

③ このような独立した経営単位としての家族にあっては、たとえば「紡績その他織布準備工程は主に婦女子によって、織布工程は主に男子によっておこなわれ」その家庭内分業を監督者として居たのは家長としての成人男子であった。このことは、当然「家父長的権威と家庭内規律の確立を許容し助長した」のであるが、かれらの家族は「利益と愛情のつよいきずな」で結ばれていて「個別の利益の観念は全くもたず、その稼ぎを家長が全く自由に処分しうることをはっきりと認めた上で」従事していたようである。戸塚秀夫著「イギリス工場法成立史論」83頁。

④ M. Hewitt, *ibid.*, pp. 2~3.

⑤ それに対して、より上層の娘たちはどうだったろう。ふつう中流階級の家庭において、親が娘たちに払う「第一の努力は、娘が自分の生まれた階級よりも低い、普通の意味ではより貧乏な階級へ嫁ぐのを防ぐことである。」だから、子供時代に娘たちは「毎日、いな一日中ほとんど毎時間、無分別な結婚に附隨する堕落の恐怖」を教え込まれるし、美貌と、優しさと、淑やかさと、良識以外に財産をもたぬ娘の母親は、苦心惨憺「種々の手管を用いて」金持たちの一人をとらえようとする。さもなくば、娘に独身生活を送らせる以外にはない。こうして、中流階級の女性の多数が独身生活に運命づけられており、「道徳的抑制」が行なわれている一方、イギリスほどおどろくべき数の壳春婦が存在している国もないであろう、とウェークフィールドは書いている。E. G. ウェークフィールド「イギリスとアメリカ——資本主義と近世植民地」1833年（中野正訳、101—3頁）

⑥ M. Hewitt, *ibid.*, p. 3.

(2)

1830年代に、婦人が最も多く雇用されていたのは綿工場（とくにその中心はランカシア）であったが、そこでは婦人労働者の数は相当な割合を占めていたようである。（次表参照）しかしその中で既婚の婦人が占める割合についての、はっきりした数は出ていない。婦人の多数が家庭から外へ出ることを憂えている人は、その数を過大に評価しているが、また逆にそれを極めて低く見つめる人もある。例えば前者の代表的人物たるアシュレーは、一工場主の言を引用して1848年、10時間問題討論の報告で次のように述べている。即ち、その工場主のいうところによればかれの織布工場では「専ら婦人のみを雇用しているが、それは極めてふつうことなのだ……。また、既婚の婦人、とりわけ扶養家族のある婦人たちが、断然のぞましい。というのは、そういう女たちは、未婚婦人よりもはるかにつとめをおろそかにはしないし、御し易

イギリスに於ける工場法制定当時の繊維工業労働者(%)

	児童 (13才未満)	未成年者 (13~18才)	女子 (18才以上)	男子 (18才以上)
1838	5.9	16.1	55.2	22.8
1850	6.1	11.5	55.9	26.5
1856	6.6	10.6	57.0	25.8

(B.L. Hutchins & A. Harrison, *A History of Factory Legislation*, p. 110.)

(講座「労働問題と労働法」6.「婦人労働」p.11より引用)

4分の3もが婦人である（その中の多数は妻や母親たちなのだが）ということを、女王のお耳に入れたとしたら、女王は、その気高き威光を彼女らのために用い賜うであろうし、憐みたまうことでもあろうに。」

①

このように、工場で雇用される婦人の（とくに既婚の）数を極めて大きいとするものある一方、それと全く反対の論を唱えている人達もいる。たとえば、シェフィールド選出の一下院議員は、同じじろヨークシアおよびランカシアにおける412の織物工場における婦人労働の調査結果を引用して、6万1千人の婦人のうち、わずか1万人——6分の1弱が既婚婦人だといっている。

これについてはいろいろな立場からの論があるが、工場監督官によってなされた調査結果は、一応妥当なものと考えてよいようである。

たとえば、1847年、マンチェスターの一工場監督官が、9つの綿工場を調査した結果は、全雇用者中の50%は婦人であり、そのうち70%は18才以上、27%は既婚者だったという。3年の中に、託児所設置のためにマンチェスターとソルфорードでつくられた協会も亦、既婚婦人労働者の数を27・31%としている。

その数を推定する一方法としてヒューアイットは、ランカシアにおける7つの登録区における1851年の人口調査から次のような数を出している。そして、既婚婦人労働者がこれらの地区で占める平均の割合は、26・87%（およそ40,720人）であるとしている。
②

ランカシアの7登録区における主婦或は未亡人の綿業労働者中に占める割合 (1851年)

地区	主婦(%)	未亡人(%)
Blackburn	24.14	0.872
Ashton	25.54	4.296
Burnley	17.89	2.457
Chorley	14.45	0.803
Preston	29.39	2.703
Oldham	45.51	2.469
Haslingden	16.13	1.434
合計	24.73	2.14

① M. Hewitt, *ibid.*, pp. 10~11.

アシュレーに同調する者は、また次の如くのべている。男の代りに女を使うというこの制度は、或若干の場合においてはその極点に達している。というのは、綿工場の中には完全に婦人だけによって運転されているものがある——男は全く排除されてしまったのだ……その結果は婦人の道義の頽廃をもたらした……そして夫たちを居酒屋に迎えに行っていた彼女たちが、逆に夫たちによって居酒屋から連れ戻されることになってしまった。

② M. Hewitt, *ibid.*, pp. 14~15.

(3)

ところで、当時の労働者階級の極めて悲惨な状態については多くの報告書や著述によつていつくされているところである。それは、婦人だけの問題ではなく、むしろ全労働者階級に対して、いわゆる「原生的労働関係」といわれるような収奪が行なわれた時期でもあった。しかし工場地帯に集中する労働者階級にも、実は今なお大きなウェイトをもつ熟練労働者の層と、未熟練労働者（その大部分は婦人、年少者、児童）との間には、大きな懸隔があったことを忘

い。また、暮らしに必要なものを手に入れるためには、自分たちにできる最大の努力をせざるをえないからである。」

更に、アシュレーは、マンチェスターのカトリック牧師の提案を引用している。「工場労働者の3分の2、また多くの場合

れるわけにはいかない。

ここでは、婦人労働者の状態を、まずその賃金の面から眺めてみよう。次の表からもしられるように、性別による賃金格差は甚だしいものであった。16才まではそれ程差はないのであるが、20才代から顕著になり、女子の場合には、それ以後殆ど賃金は上昇していない。「成人の性別賃金格差は、男子100に対して女子40前後であることが注目される」のである。このこと

性別、年令階層別週賃金収入(1833年)					
年令	雇用者数	男		女	
		平均週賃金 s d	雇用者数	平均週賃金 s d	雇用者数
~11才未満	246	2 3 $\frac{1}{2}$	155	2 4 $\frac{3}{4}$	
11~16	1,169	4 1 $\frac{3}{4}$	1,123	4 3	
16~21	736	10 2 $\frac{1}{2}$	1,240	7 3 $\frac{1}{2}$	
21~26	612	17 2 $\frac{1}{2}$	780	8 5	
26~31	355	20 4 $\frac{1}{2}$	295	8 7 $\frac{3}{4}$	
31~36	215	22 8 $\frac{1}{2}$	100	8 9 $\frac{1}{2}$	
36~41	168	21 7 $\frac{1}{4}$	81	9 8 $\frac{1}{4}$	
41~46	98	20 3 $\frac{1}{2}$	38	9 3 $\frac{1}{2}$	
46~51	88	16 7 $\frac{1}{4}$	23	8 10	
51~56	41	16 4	4	8 4 $\frac{1}{2}$	
56~61	28	13 6 $\frac{1}{2}$	3	6 4	
61~66	8	13 7	1	6 0	
66~71	4	10 10	1	6 0	
71~76	1	18 0	—	—	
76~	1	8 8	—	—	
計	3,770		3,844		

(注) Lancashir 編工場調査表の集計結果

S. R. C. R. C. B. 1843. p. 33

戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」p. 156から引用

は帰宅できないのだから、24時間のうち15時間半も働いているといつてもよいかもしれない。また、1844年、ある工場監督官は、朝6時から夜12時迄、2時間たらず食事のためにさくだけで、数週間（数日の休息があったとはいえ）働きづけさせられた例を報告している。これでは、全く「24時間のうち家と工場を往復し、床につくのに6時間」しか余らぬことになる。しかも、婦人は男よりも肉体的に疲れには耐え易いのだとされ、かつその雇用が廉価であるために、夜間や長時間労働には婦人が大多数を占めていたという。

このような労働時間の中でどのような生活が営まれえたであろう。とりわけ、幼い子をもつ婦人の場合、「着替えと授乳、そして子供をもりのもとへつれてゆくのに半時間。家を出る前

は、婦人労働者が仕事の面において常に成人男子の補助的役割を果たしていましたにすぎなかったことを意味すると同時に、低賃金の婦人労働者の比重が極めて大きかったことをも示している。これに関連しておこってくる問題はのちにゆずることとして、次に、賃金取得者としての婦人が、また、家庭の主婦としての仕事をも遂行せねばならなかった点に目をむけてみよう。

① 戸塚秀夫、前掲書、156頁

(4)

そこで1番の問題は、このような婦人たちが家庭の仕事を果たすためにすごしうる時間をどれだけもちえたかにかかるてくる。当時、婦人の労働時間がきわめて長いものであったことは、年少者、児童のそれとともによく知られている、たとえば、アシュレーが10時間問題の討論中、1843年の工場監督官の報告書に言及しているところによれば、マンチェスターの、18才以上の婦人だけを雇用しているある大工場では、労働時間は朝5時半から夜8時までと定められ、そのうち朝食に15分、夕食に45分が除外されるだけであったという。「それ故これらの婦人達は、朝5時にベッドを出て夜8時半迄

の家事に1時間、工場まで通うのに半時間。それから12時間の実労働。食事のために1時間半。夜帰宅するのに半時間、家事をして寝る用意をするのに1時間半。これで休息や睡眠、娯楽、交際に6時間半しか残らぬことになる。(12時間労働の場合でさえこの有様であるが、冬ともなると、往復の時間は倍になったという。)

しかも、当時の状態についての著述の多くは、工場の少女が一般に早熟であり、頽廃し易いことをあげ、更にそのまま主婦となつても家事に対して全く無知であるため、より一層貧困を大きくし、家庭生活を不快なものにするとのべているのである。

尤も、それとは全く逆の見解もないわけではなく、工場調査委員会での証言などにも幼いときから工場で働いている娘だからといって、少しも他の女達と異なるわけがなく、またふつうの家政能力は身につけているものだ、という夫たちの言葉がみられる。

ただ、この点についてはヒューイットものべているように、労働者階級の娘たちや妻に比べて中流階級の家庭生活が円滑に行なわれたとしても、それは後者の主婦の家政能力がすぐれているということではなくして、むしろより多くの便益をうることが可能な経済力に由来するものであるということも、たしかにいいえよう。

ところで家庭内に在る時間の不足は、必然的にいろいろの問題を生むが、そのひとつとして家事を代替してもらわねばならぬことがおこってくる。そこでその肩替りを業とする婦人たちがあらわれ、茶をととのえ、針仕事、洗濯、等々に従事して、一つの職業を形づくるのである。

しかし、就中、必要欠くべからざるものとして、もっともさかんに行なわれたものが、子供のもりである。幼児の集団的な保育ということが、考えられなかつた当時において母親が働く場合には、それは個別に解決されねばならなかつたのは当然である。8才から10才位の小さな女の子でもいれば、その子が子もりをするのはごくふつうことであつたらしいが、そのような条件のない場合は、他人に面倒をみてもらうことが最も一般的におこなわれた。

当時、極めて高い乳幼児死亡率が深刻な問題として注目されたのであるが、その原因の一つには、こうして預けられた子供の実態が恐るべきものであったことがあげられよう。

その第1は食事の問題であった。母親がミルクと共に子供を預けることもあつたが、それを金銭で委託することが多かったという。その場合、果して子供に充分なミルクが与えられたかという点と同時に、又、その質にも問題が多かつた。ベビー・フードがつくられたのは1890年代からといわれ、ミルクの高価ともりをする人間の無知や不実の為に、しばしば危険がおこつたのである。

しかし、第2の、より恐ろしい問題は、子供を預かる婦人(数人の子供を預かることは稀でなかつた)が、むずかる子供をなだめる為に、しばしば鎮静剤を与えたということである。(これは疲れ果てた子供の両親が自分たちの眠りを妨げられぬ為に、或は、もりをする者のいない場合に用いることもなかつたわけではないらしいが、もちろん親によってよりは子もりたちによって多く用いられたのである。) 麻薬を加えたこの種の鎮静剤の売れゆきは相当なものであつたらしく、その為に危険な症状を惹起したことは稀でなく、早死を招いたことも多かつたといふ。

こうして、母親が働く場合に乳幼児死亡率が高い、と一般に考えられてきたのであるが、当時の統計は殆ど地区別、階層別によるものである。けれども一般労働者階級と裕福な階級との間の死亡率が異なることは当然で、この階級間の、ひとつには病気に対する手当の方法、また食餌の適不適および密集した不潔な住宅環境等々が考慮されねばならぬ筈である。従つて、労働

者階級の中で母親が働く場合とそうでない時とが対比された統計でなければ正当な評価はできないのであるが、一般に不況のときに母親が失職して家庭にあるときむしろ乳幼児の死亡率の低いことはとめみられる。このことから次第に二つの方向へと対策が進められることになってゆく。

① M. Hewitt, *ibid.*, pp. 21~2.

② 「一つの作業室に両性が、またあらゆる年令のものがいっしょにいること、彼らの相互の接近がさけられないこと、知育も道徳的教育もうけていない人々が、せまい一室によせあつめられていること、こうしたことは、婦人の品性の発展によい結果をもたらすのにまさに適していない。」エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」マルクス・エンゲルス選集補巻2（大月書店版）226頁。最初は、大抵の親たちが、自分達の娘を（また息子をも）工場に送りこむのを極力さけようとしたことは、よく知られている。

③ 8, 9才、ときには5, 6才ものときから工場で働いてきた娘が家事を習得できないのは、不思議ではない。報告書の中には、彼女たちが家庭の仕事、即ち裁縫、料理、洗濯、その他主婦として最もふつうの仕事すらしないことがしばしば述べられている。

④ *teawoman*とよばれる耳なれぬ婦人たちの仕事は、工場の近くに居をかまえた女が早朝工場にゆく途中の労働者からポットや茶などの入った包みを受けとり、朝食のために茶やコーヒーなどを用意するものであった。1週間につき1人分4ペニス、夕食の分もととのえるなら更に多額となったのである。大体、1工場には6~8人の*teawoman*がいて、1人が200人分位、ととのえていたという。

M. Hewitt, *ibid.*, p.64.

⑤ M. Hewitt, *ibid.*, pp. 130~140.

(5)

第1は、託児所の設置である。当時のレッセ・フェールの風潮の中では、しかし国家の介入は極力さしづかえられたので、たかだかそれは工場主たちによって行なわれるべきだというにすぎなかった。子供が適当な保護下にあれば母親の労働に対する非難が少くなるということから、工場主たちは工場内に育児室をつくるよう忠告されたのである。

イギリス最初の託児所ともいべき、ナッソウ街託児所は1850年になってはじめて、数年前にフランスでつくられたことに刺戟されて、婦人達のグループによって設立されたものである。この託児所は、フランスのそれにならって規則をもうけていたが同様に自営ではなく（利用者から費用を徴収したといえ）主として慈善にたよったのである。かかる託児所の設立には政府が協力すべきだという考えは、やはり否定する人も多く、婦人の雇用に責任ある者、即ち工場主が行なうべきだという意見が強かったが、それも実現しなかった。

このように、極めて小さい子供たちについての注意は喚起されたけれども、少し大きくなつた子供たち、3~6才位の者については殆ど対策がたてられなかつたといってよい。尤も、R・オーエンはすでに1816年自分の経営するニュー・ラナークの工場において、性格に及ぼす環境の影響についての、かれの信念にもとづいて「性格形成学院」と名づけられた施設を開設したのである。これは、オーエンの紡績工場で働く母親たちを仕事に対してとき放つための附加的なものではあったが、そのもつ意味は画期的である。

インファンツ・スクール

ニュー・ラナークの経験にならつて幼児学校がつくられ、2~6才の子供が容れらるようになつたものの、1880年代までイギリスでは義務教育が一般的ではなかつたから、大きい子供への注意がゆき届いていたろうとはとても考えられない。

託児所の問題と同時に、子もりの資格について注意が払われるようになってくる。これは、但し1870年代以後のことであるが、そういう人々の資質が保証、登録されたものたることを規

制しようとする試みであった。しかし、それは個人の自由を侵すものだ、働く母親も貧しい子よりも共に利益をえているではないか……それに誰をやとうかは個人の自由ではないか、という反論によって成功しなかったのである。

第二の方向は、産前産後とくに産後の休業期間はそれが延期されればされる程、好結果をうむことが一般にみとめられてきたこと。^③しかし、産後の婦人を就業させぬ為に何らかの規制をもうけるということとも、イギリスにおいては「家庭の神聖」をおかすものとして反対されるのである。即ち、個人的な解決にまつ、ということが一般的原則であった。しかし、その国家的害悪を、個人的に解決することが到底不可能なことは次第に明瞭になってくる。それが法令化するのは、ずっとのち（1891年）であるが、産後4週間以内の婦人を故意に雇用することを不法とする1条項が加えられたのである。ところがこれに対して婦人の側から多くの批判が出ていることは一見奇異なのではあるが、その代表的意見は、たとえば次のようなものである。^④「大部分は一家のかせぎ手であるこれらの婦人が1ヶ月間仕事が出来ないとしたら一体どうなることか、神のみぞ知りたまう……」。

また、この条項の欠陥は、産後の日数を証明するものがたしかかどうかはなかなかみわけがない、という点であることが、監督官によってくり返しのべられている。しかも注目すべき点は、違反した婦人達の弁明が、圧倒的かつ反論しえぬ面をもっていたことである。即ち「婦人たちは、少なくとも1ヶ月休むことの利益はよく知っている。但し、もしその間、生活できたらば、のはなしである。不幸にして、彼女たちが最も多くの金銭を必要とするとき、最も労働には適さないのである。」どうして、産後4週間以内に仕事に戻ったかと問うた工場監督官に対する一婦人の答えは印象的である。「だって、私たちは生きてゆかなければならぬのです。」

法を遵守すれば飢餓に直面せざるをえなかった人々——それは未亡人や未婚の女性だけでなく、夫の収入だけでたりぬすべての婦人の問題であったのだ。「法を施行するには若干の附則が必要である」とが認識されて、二十世紀の社会保障制度へと進められてゆくのはそこからなのであった。

① 朝6時半から夕方7時まで開かれていたこの託児所の規則からいくつかをひろってみると、教区の牧師か、或は然るべきその地方の戸主の推薦が入所許可をうるために必要である。生後1ヶ月から3才までの子供たること。子供1人につき3ペニス、同じ家庭の子なら2人で4ペニス、毎日持参のこと。さもなければ所長が入所を禁じる……M. Hewitt, *ibid.*, p. 157.

② 長田新監修「西洋教育史」348頁。

③ 婦人工場労働者はほかの婦人よりもお産がおもいこと、又、流産がよりひんぱんであるということを多くの産科医が証言しているとして、エンゲルスはいう。「これらの婦人は、工場労働者の全体に共通の一般的虚弱になんでおり、また妊娠しても、分娩のまぎわまで工場ではたらく。——もちろん彼女らがつとめをやめるのがはやすると、ほかのものに席をしめられて彼女ら自身は解雇されはないかという心配がある。——それにまた彼女らは賃金をうしなうことになる。まえの晩まではたらいていた婦人が翌朝出産するということはひじょうよくおこることである。いやそれどころか、彼女らが工場そのもののうちで、機械のあいだで分娩することも、そんなにめずらしいことではない。……しかし、まだこれだけではない。婦人たちは、分娩後2週間はたらかないですむときには大きなよろこびであり、これはなかい期間だと考える。あるものは、1週間後には、いやそれどころか、3日ないし4日後には、はやくも工場へもどっていって、時間かっきりはたらくのである。」エンゲルス・「イギリスにおける労働者階級の状態」前掲訳書、243—4頁。

④ 「産後1ヶ月以内の婦人の就業が可能かどうかはその婦人自身がきめることである」とか、「仕事から排除されることによって、救貧法にたよるか壳春するかしか道がのこされぬ」などという論もある

らわれている。また婦人雇用協会の秘書である一婦人のようにこれを以て婦人を労働市場から驅逐しようとする男子労働組合の側のたくらみだとする見方もある。M. Hewitt, *ibid.*, pp. 176~7.

(6)

幼児の死亡率の高さを、しかし、母親の労働だけに帰することは、不当である。たしかにそれは出産直後の労働の開始や、託児施設の不備などとともに「母親さえ家庭にあれば」という声をよびおこした一因ともなったではある。けれどもそれと同時に、当時の労働者階級一般のおどろくべき悲惨な生活状態を基底にしていることを忘れてはならない。それは、多くの論者によって、又、政府の監督官によって述べられているところであるが、不潔なスラム街に人は地下室、屋根裏を問わず「蟻の如くに密集していた、ただ異なっていたのは蟻よりもなお不潔だったことである」と表現される程のものであった。^①

^②

しかし、この惨状に対しては対策らしい対策もたてられぬままにうちすてられていたのであった。人道主義的な立場から見かねた人々が私財を投じてその改善につくしたりしているが、その予想外の協力者はコレラなのである。1832年と37年の発生におびえた政府は実態の調査にのり出すのであるが、しかし最初は決して本腰を入れたわけではなかった。ところが47年、又もやコレラが発生すると、これは他のいかなる人々の働きかけよりも有効に、衛生についての国家的施策を喚起することとなった。このように、一般的な労働者階級の生活の低さ、悪条件の中で子供の死亡率も考慮されねばならぬことはいうまでもない。

また、婦人自身の重労働もくり返し指摘されているところである。それは、先にふれた如き労働時間の問題だけではなく、設備の悪い工場の中で、換気その他が非常に有害な条件のもとで労働すること、極めて長時間の、無理な姿勢での労働であるといったことである。このようなことからおこるさまざまな肉体的な奇形や損傷は、婦人だけにかぎった問題ではないが、婦人にとってより重大な結果をうむことも多かった。

① すでに引用したエンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」(1845年)は、この最も古典的なものとされているが、また、ウェークフィールド「イギリスとアメリカ」(1832年)のはじめの部分にも、当時のイギリスの人民大衆の窮乏が生き生きと描写されている。

② P. Gregg; *A Social and Economic History of Britain*, 1964. p. 194.

(7)

ここまで論じて既に注目される点は、このような婦人の問題を当事者としての婦人が自覚して提起するということは、初期において殆どみられなかつたことである。

1824年に結社禁止法が廃止されたときすでに男子労働者、就中熟練労働者は秘密裡に自分たちのクラフト・ユニオンを組織していたのであり、30年代から40年代にかけては、それが急速に発展してゆくのである。

しかし、労働者階級の下層部分を形づくっている婦人や年少労働者、児童は、それから除外されており、しかも自ら組織をつくるにはあまりにも無力なのであった。このような状態のもとで、1833年の工場法をはじめとする労働者保護立法があらわれてくることになる。即ち、婦人労働の問題は、ここでは幼少年労働と結びつけられて考えられるのであり、それは彼女たちが一人前の力をもつものと認められていなかつたという理由によるものである。

「職業の自由、或は彼自身の利益にもつとも適していると信ずる方法もしくは条件でその時間及びその労働を処理すべき、全ゆる個人の完全な自由に対する立法の干渉」^①は、社会の繁栄と幸福とにとって最も有害であるという自由放任の原則は、この時期を支配する動かしがたい前提であった。したがって、成人男子労働者の取引については國家の干渉は、極力回避された

のである。即ち、当時代を風靡した自由放任の原則は、政府によるいかなる規制にも強く反撲するものであったことは、先にも度々ふれたところである。しかしその中で徐々に工場法が成立してゆくのは、自己の労働の条件について自分で撰択できない者、婦人、年少者、児童に対する保護は許容されたからである。尤も、それは決して簡単に実現されるのではなく、幾度かにわたる立法によって、あくまでも「自分自身を保護することのできないもの」にかぎられることが前提とされて行なわれたのである。

こうして、十九世紀に入って相次いで発布される工場法は、次第に児童、年少者の労働時間を規制するのであるが、ついに1847年 An Act to limit the Hours of Labour of Young Persons and Females in Factories にいたって年少者及び婦人の10時間労働を規制する工場法が制定されたのである。しかし法の制定がそのまま労働条件改善の実施を意味するわけではない。この法案の通過直後は、不況のためにその影響はかくされていたが、まもなく景気の回復とともに工場主たちは、法をくぐる方法を考え出したのであった。

即ちリレー制度の濫用である。男たちは10時間ではるかにこえて労働していたのであり、その男の補助的位置にあって働く婦人、年少者、児童らの労働時間延長も度々おこなわれたのである。

しかも「内務省はこれを黙認したにとどまらず、進んで内務大臣グレイ Grey の1848年8月5日付の回章は『少年および婦人を10時間以上労働させるためにリレー制度が明瞭に濫用されている場合でなければ、法律の字句に対する違背の故をもって一々告発しないこと』を監督官に指示さえした」のであった。^③

こうして1847年法は骨ぬきにされてしまうのであるが、更に1853年の立法は、婦人、年少者、児童の労働は原則として午前6時から午後6時までの間に、土曜日は午後2時までの間に行なわるべきだということを確定したのである。その際、婦人、年少者の労働時間は1日10時間半と規定されてしまい、10時間運動は一応の終りをつげるのである。

先にもふれたように、婦人年少者の労働は、成人男子のそれとかかわっていたのであり、児童、婦人らの労働時間を規制することは、事実上、成人男子にも影響を及ぼすことになるが、これは自由放任の原則への重大な背反として斥けられるのである。

従って、成人男子は自らの利益を守るために、彼らのみの組織や運動を通じていろいろな条件の改善をはかるのであるが、このことの半面はむしろ成人男子労働者の排他性にもつながっている。

大体、先にもあげたように、当時の綿工場に雇用されている労働者総数の約7割が婦人、年少者、児童などであって、しかも1830年ころに婦人紡績工にとってかわられた男子紡績工の報ずるところによれば、「彼は1週間に25ないし30シリングを受取っていたのに対して、彼女の賃金は12ないし14シリングにすぎなかった」という。^④

また、1842年の報告には、ランカシアにおいて20才の婦人の賃金は2シリング又はそれ以下であったのに対し、同年の男子は3シリング6ペニスを要求したという。このような婦人労働者の相対的低賃金は、成人男子の労働をおびやかすものであり、婦人労働に対する脅威が、成人男子労働者によって結成される組合からの婦人の排除および工場からの縛出しという方向へとむけられたといえよう。たとえば10時間法案についてさえ、それは「低劣質の不熟練婦女子の進出にハンディキャップを与えることによって、熟練成人男子労働者がその相対的に高い賃金水準を維持する上で一定の法制的援護として機能した」との想定がおこなわれたり、又、婦人の工場労働について、その健康にとって有害なことが男子労働者によって述べられる場合^⑤

も、それが「婦人労働者に対する眞の人道主義的配慮から出たものであるというよりは、むしろ婦人紡績工の雇用によって生ずる賃金の一般的低下を阻止するための単なる口実にすぎなかつたこと」が指摘されている。

しかし、実際には、また逆に婦人、年少者の労働条件改善が成人男子のそれに道をひらいたことも事実なのであって、「婦人のペティ・コートのかげにかくれて」“behind the women's petticoats” 男子労働者の労働時間も次第に制限されてくる。

① ウェップ「労働組合運動史」荒畠寒村訳、73頁。

② 最初の工場法（徒弟の健康および道徳に関する法）が1802年に成立して以来、十九世紀を通じて20をこえる工場法および修正法が出される。しかし、そのうち、画期的な意味をもつものは、1833年法、1844年法1847年法といえよう。

③ 小川喜一、「イギリス社会政策史論」131頁。

④ 戸塚秀夫、前掲書、92頁。

⑤ C. R. Fay; Great Britain from Adam Smith to the Present Day, 1950. p. 356.

⑥ 1841年、工場監督官サウンドーズ (R. J. Saunders) は10時間運動に参加している工場労働者のかくされた意図について次のように記している。「数年前から時間短縮委員会という名のもとに結集した労働者がヨークシャやランカシアの各地で10時間法案の獲得という目標をかけて活潑な活動をおこなっているが、……その場合二つの計画がひめられていることに私は大きな危惧をもって注目している。その二つの計画とは、12才未満の全児童と全既婚婦人とを工場からしめ出すということである。」(Reports of the Inspectors of Factories, 1841. ② p.11. 戸塚秀夫、前掲書、337頁より引用。)

⑦ 小川喜一、前掲書、90—91頁。

⑧ C. R. Fay, ibid., p. 356.

(8)

ヴィクトリア時代人たちが子たちの婦人の雇用を非難したのは、工場地帯の子供の死亡率の高さや、婦人自身の肉体の消磨などの故に、強ち不条理なことではなかった。しかしながら、労働せねば一家の生計を支えることができなかつた当時の労働者階級一般の状態を考えるならば、一概に既婚婦人の家庭外の労働を非難することは不当であろう。

当時、一方では婦人労働者を競争者とみて排除しようとする男子労働者の動きのあったことは既に指摘したところであるが、他方、論調の底流をなしていたものは、「神聖な家庭生活」によって特色づけられる時代の風潮であった。また、上中層における家庭の理想像、即ち夫が支配者であり家庭の主人である、全ての権威の源泉であり、知恵の泉でもある、といった理念からは程遠い多数の労働者家庭の出現であった。たとえば、L・アシュレーは婦人の不従順と家事の放棄とを非難して、その原因を、女が外で働き、夫の仕事を分担しているからだとした。

同時代の著述家たちは、既婚婦人の工場労働が家政の点からいろいろな不都合をひきおこすことをあげている。曰く、彼女らはあまりにも消耗しすぎていて、家を夜、ととのえることができぬ。或はよく行なわれている如く費用のかさむ他人の雇用によって解決しようとする。いずれにしても精力と金銭の浪費だというのである。または、婦人たちは夫の賃金だけで充分なのに孤独で静かな家庭よりも大勢でにぎにぎしい工場を、家事よりも家庭外での仕事を好んだのだ、という見方もあった。

しかし、ヴィクトリア時代人たちが、婦人を工場から出そうと熱望するあまり、何故に婦人達が工場に吸いこまれていったかをみなかつたことが指摘されねばならない。

先にも若干ふれたことではあるが、たとえば没落した手紡手織の職人たちは、その窮乏のゆ

えにさし当ってその婦女子を工場に送りこむことによって辛うじて生計を維持したのである。これは一般に、婦人の工場への包摶についていえることであり、彼女らは「そもそも、自己の属する家計の補充のために労働市場に登場した」のであった。^②

即ち、資本主義の成立とともに労働市場へ流れこむ婦人労働の特質は、第1に、本来、家庭の中にあった婦人が、生活を支えるために働きに出たものであること。従って、第2に、それは、独立して生計を営む1人の労働者としてよりも、家計の補充を目的としたものであった、という点である。

① M. Hewitt, *ibid.*, p. 183.

② 戸塚秀夫、前掲書、171頁。かつて独立織布工の家族に典型的に見られた「利益と愛情のきずな」で固く結ばれた堅固な経済単位としての家は今や夢と消え失せ、それに代って、家族を構成する数人の賃金労働者が「いそいで食物を呑みこみ、夜の憩をとるだけの單なる宿(shelter)としての賃金労働者の家が出現する。(P. Gaskell) 同書、173頁」

(9)

わたくしは、以上において、イギリスの工場法成立期を中心にして婦人労働者の状態を述べてきたが、ここで以上を総括し、あわせて、現代社会における婦人問題研究の一方を見出すことを結論としたい。

まず、第1に、イギリスに初めて婦人労働者が大量に出現するのは、産業革命の時期(1760～1830年)である。しかしながら、当時の婦人労働者は、年少労働者とともに、不熟練＝低賃金労働者として、当時なお一般に劣悪な状態にあった成入男子労働者、とくに男子熟練労働者に比べても、はるかに低劣な状態におかれていた。

第2に、そればかりか、婦人、とくに既婚婦人が労働者として外の仕事に従事することによって家庭の主婦としての彼女らに新しい問題が出てきたことである。従来の主婦の仕事にさまざまな形のシワ寄せがあらわれるが、たとえば、乳幼児死亡率の増大などの発生も、その結果のひとつとして指摘される。

第3に、以上のような婦人労働に関する新しい問題は、何れも、婦人が近代工場に吸収され、外に仕事をもつことによって生じたものであり、近代社会＝資本主義社会の内部で、特有の経済制度の構成部分として位置づけられたところに基づくものである。従って、これらの問題はこの社会の社会問題の一部、労働問題の一部として、とりあげられ、また解決されなければならないものである。その一つの解決の方向を示したものが、イギリスにおける工場法である。

しかし、このような婦人労働者に対して上から与えられた保護のみによっては、婦人労働者の地位が本質的に向上するものでは決してない。その労働が家計補充的意味しかもたないならば、又、婦人自身によっても自己本来の労働分野は別であるとしてのみ意識されているかぎり、それは独立の労働力ではありえない。したがって、つねに労働市場では不熟練労働として扱われ、かつ低賃金に甘んじねばならぬこととなり、一方においてはさまざまな形での「家庭復帰論」をうみ出すこととなる。

従って、婦人労働に対しては国家的施策としての保護と同時に、婦人自身の側における職業意識が存在することが必要である。そのことは、独立した一人の人間としての自覚にもつなるものであり、それは、男女平等、婦人参政権の要求などの婦人運動との結びつきを必然のものとするのである。

尤も、1800年代の後半になって、はじめて婦人労働者自身の側からのたかまりはみられる

のであり、当初は、むしろ婦人の権利、男女平等などという理念は、上・中層の知的な人々をその担い手としたのであった。

たとえば、既に十八世紀末には、フランス革命思想の影響のもとに『婦人の権利の擁護』をあらわしたM・ウォルストンクラフトがおり、十九世紀中葉にはJ・S・ミルが『婦人の隸従』を著して、男女平等、婦人参政権について極めて徹底した論議を展開したのであった。しかし、この2つの流れが統一されてゆくことによって、実は真の意味での婦人の平等なり、人格の独立なりがえられるのである。

現代において、「婦人論におけるミルは古い」といわれる。そのことのうらには、婦人参政権なり男女の平等なりが法的にはもはやみとめられたではないか、という発想があることはたしかである。従って、婦人問題は存在しないし、それがひとつの研究分野としては成立しないのだ、という考え方のあることを示しているものである。

しかし、果してそうであろうか。私は、冒頭に引用した十九世紀の「家庭復帰論」の中に今日のある論者たちの言とおきかえてみても不自然でない程に、似たひびきを感じざるをえない。イギリス資本主義の成立期における婦人問題と工場法成立の過程は、この古くて新しい問題に一つの示唆を与えるものであると思う。